

独立行政法人会計基準共同ワーキング・チーム議事概要

1. 日時

平成24年2月24日（金）10:00～12:00

2. 場所

財務省第1会議室

3. 出席者（敬称略）

(1) メンバー等

樫谷隆夫（座長）、会田一雄（座長代理）、黒川行治、小泉弘泰、関川正、橋本尚、宗岡徹、長村彌角、樋沢克彦、吉田稔

(2) 関係機関

内閣官房行政改革推進室、総務省行政評価局、会計検査院事務総長官房

(3) 事務局

（総務省行政管理局）奥管理官、岡副管理官、兒玉専門官

（財務省主計局公会計室）泉室長、橋調査官、園田課長補佐

4. 議事等

(1) 会議記録の取扱いについて

(2) 独立行政法人監査基準の改訂について

(3) 独立行政法人監査基準の前文案について

5. 概要

別添資料について検討が行われ、一部修正を加えたうえで、事務案が了承された。なお、その結果を総務省の研究会と財務省の法制・公会計部会に報告し、結論を踏ることとされた。

<主なやりとり>

○ 共同WTにおける会議記録について

- ・作業部会の位置づけである共同WTにおいても、議論の内容等を残しておくことが必要であるとの総意から、今後、記録を作成・公表することとなった。（作成方法等は、後日事務局で案を作成し、メンバー全員に諮ることとされた。）

※なお、本件について、以下のようなやりとりが行われた。

- ① 会議の目的により、メリット・デメリットを考慮すべきであり、忌憚の無い議論が阻害されることは問題であるので、公表に当たっては十分留意することが必要であるとの意見が大宗であった。
- ② 会議記録を作成する際に、議事録ほど詳細ではなく、どのような議論が行われたかが分かるような概略的なものが十分かつ適切である。

○ 独立行政法人の会計基準を「適正表示の枠組み」と整理することについて

- ・ 現行案のとおり、独立行政法人の会計基準は「適正表示の枠組み」と整理することが適当であるとの結論に達し、基準改訂の前文において規定しておくことが了解された。

※なお、本件について、以下のようなやりとりが行われた。

- ① 独立行政法人には会計基準からの離脱が許されない状況で「適正表示の枠組み」を満たしていると言えるかどうかという疑問が出されたが、国際監査基準においては会計基準からの離脱が制度上認められない国もあることから、情報の追加開示がされるのであれば適正表示枠組みとする整理がなされたこと、独立行政法人にとって会計基準からの離脱は想定されないが、利害関係者に対して誤解を与えないように情報の追加開示が必要となる場合が想定されていること等から適正表示の枠組みと整理された。
- ② 独法において、「一般に公正妥当と認められる」といった規定ぶりを使用できるだけのプロセスを踏んでいるかどうか疑問が残るため今回の改訂を先送りできないかとの意見が出されたが、その意見をきちんと議事概要に残しておくことで「一般に公正妥当と認められる」という表現を採用した根拠を残しておくこととなった。

○ 改訂文案「一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して」について

- ・ 現行改訂文案を採用することが了承された。
- ・ 「一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準」とは、「各法人の主務省令において、主務省令の定め、独法会計基準、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の順に優先順位を定めており、これらが一体として独法に適用されている基準である。」ことを表していることが確認された。
- ・ 「一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して」も同様に、独法監査基準、一般に公正妥当と認められる監査基準の順に優先順位を定めて、一体として独法に適用されていることを表していることが確認された。

※なお、本件について、以下のようなやりとりが行われた。

- ① 企業のような多種多様な会計実務環境の中で、信頼性が高いとして使用されるというケースとそのような選択余地がない独立行政法人とでは環境は違うのではないかと意見が出されたが、現行改訂文案を採用とした上で、その意味することの説明をきちんと議事概要に残しておくとのやり方が適当とされた。
- ② 「一般に公正妥当」という表現が曖昧であり、基準に何を意味するか説明（例えば、「各法人の主務省令において、主務省令の定め、独立行政法人会計基準、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の順に、適用の優先順位が定められており、これらが一体として独立行政法人に適用されてい

る旨)を加えた方が良いのではないかとの意見が出されたが、実務的に疑義が生じる事柄ではないので議事概要に記録すれば足りると整理された。

- ③ 主務省令において定めることができる会計処理等の内容に制約がないのであれば「一般に公正妥当」という表現に問題が生じないかという問題提起があったが、独法会計基準の前文の記述を踏まえれば、主務省令は独法会計基準の趣旨を踏まえて作成されることが想定されていること、また、監査基準上も不合理な会計処理が法令で定められている場合に監査人が監査契約を締結することに制約を設けていることから、主務省令の定める範囲には一定の制約があり、問題は生じないことが確認された。

○ 基準前文案について

・ 現行案について、以下の修正を施すことで了承がされた。

- ① 引用している「企業会計の監査の基準」という表現は曖昧であるため、「企業会計審議会の定める監査の基準」という表現に改める。
- ② 実施時期は、「平成 24 年 3 月決算に係る監査から実施すること」と表現すれば十分であり、「財務諸表の」は不要である。

以上